

住宅宿泊事業の廃止理由調査について

調査概要

○ 住宅宿泊事業の届出状況について、定期的にとりまとめているところですが、全国的に事業廃止済み件数が増加していることから、各自治体の協力の下、事業の廃止理由について調査を行い、とりまとめを行ったもの。

※ 住宅宿泊事業法において、住宅宿泊事業者は、事業を廃止したときは 30 日以内にその旨を都道府県知事等に届出なければならないこととされている。

○ 調査対象は以下のとおり。

平成 31 年 2 月 8 日～平成 31 年 3 月 15 日の間に自治体に廃止の届出があったもの

【回答件数】 205 件 （廃止理由の確認が取れたもの）

※（参考）平成 31 年 3 月 15 日時点 事業廃止済件数 641 件

調査結果の概要

○ 廃止の理由で最も多かったのは、「旅館業または特区民泊へ転用するため」であり、全体の 37.6% を占めている。

○ 次に、引越や売却により「届出住宅の使用権がなくなったため」（10.7%）、「法令に適合することが困難なため（経済的な理由を除く）」（10.2%）と続いている。

○ その他の理由について内容を分析したところ、58 の回答中 47 件のケースでは、他の事業者に運営者が変更されるものとなっていた。

○ 全体の半数以上は、業の種類や事業者などを変えて、同一の施設でいわゆる民泊を続けることを前提とした廃止届出であることが明らかとなった。

住宅宿泊事業廃止の理由

※複数回答あり

